

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「オリンピック開催と国会」
著者 / 所属	清水 賢 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	438号
刊行日	2021-9-10
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20210910.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

オリンピック開催と国会

行政監視委員会 専門員

しみず けん
清水 賢

東京 2020 オリンピック競技大会が開催され、令和 3（2021）年 7 月 23 日から 8 月 8 日までの 17 日間にわたり熱戦が繰り広げられた。さらに 8 月 24 日には、同パラリンピック大会が開幕したところである。今次両大会招致に先駆け、前回昭和 39（1964）年東京大会を機に制定されたスポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）を全面改正し、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定された。従来、五輪招致に当たってはその都度衆参両院において招致決議が行われており、今回は衆参それぞれ平成 23 年 12 月及び同 25 年 3 月の 2 回にわたり決議された。また、開催決定後には、関連の特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）が制定されている。

今次両大会はこのようにして招致されたものだが、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の世界的蔓延により、昨 2 年夏の開催予定が一年延期された。開幕わずか 4 か月前、昨年 3 月のことだった。コロナ禍は未だ収束しておらず、五輪開幕間際になっても中止ないし再延期を求める声が止まなかった。五輪大会はこれまでに 1916、40、44 年の 3 回、いずれも世界大戦により中止されたが、延期は史上初となった。かつて、第一次世界大戦の講和がなり 1920 年大会が戦禍を乗り越えるものとしてアントワープに招致決定され、同大会は世界を風靡したいわゆる「スペイン風邪」をも乗り越え開催にこぎつけた。開幕当時我が国においては、感染第二波が終熄しておらず、さらに閉幕後に第三波が到来した。他方、1940 年大会は東京に招致決定されたものの、冬季札幌大会、さらには「東京万博」ともども返上され、当初計画の実現にはいずれも数十年を要することとなった。

今次両大会は、招致当初、東日本大震災からの復興を世界に示す「復興五輪」と謳われていたが、一年延期により、人類が新型コロナウイルス感染症に打ち勝ったあかしとして開催するものとされた。安全・安心な形での大会開催について G 7 首脳からの支持が得られたもののコロナ禍は一向に収束せず、東京都にも緊急事態宣言が発せられるに至り、異例ながら概ね無観客での開催となった。大会開幕後もなお、8 月 2 日からは首都圏 3 県及び大阪府に緊急事態宣言、さらには大会開催地を含む 5 道府県にまん延等防止重点措置が発令され、同月 27 日までに両措置はそれぞれ 21 都道府県及び 12 県に拡大されている。

五輪準備段階においては、参議院決算委員会で五輪経費の執行状況に目が向けられ、平成 29 年 6 月 5 日、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」会計検査院に対する検査要請が行われた。コロナ禍の下での国会審議においては、コロナ対策と五輪開催との関係が取り上げられないことがないほどで、予期困難な事態への対応の在り方について日々大いに考えさせられることとなった。大会終了後、やがてはコロナ禍も黄昏を迎えるであろう。果たして「やってよかったと言われるような大会」として五輪の理想が実現されたか、コロナ対策予算の執行は適切だったかなど検証されるべき課題は多く、多角的な観点からあらゆる叡知を傾注することが求められる。